

公益財団法人北海道移植医療推進財団寄付の受入に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道移植医療推進財団（以下「この法人」という。）が寄付者から金銭またはその他の財産（以下「寄付金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄付金とは、寄付者がこの法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付（見返り）を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄付者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄付物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

(寄付の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄付者からこの法人に対し寄付の申入れがあったときは、寄付内容（寄付金またはその他の財産）を確認しなければならない。

2 前項の寄付の申入れを受ける場合には、代表理事または理事会の承認を得なければならない。

3 寄付の申入れを受けることとなったときは、当該寄付者に連絡するとともに、書面により寄付の申入れを受けるものとする。

4 前項の書面には、次のような事項を記載する。

- ① 寄付者の住所・氏名
- ② 寄付金の額・金銭の種類（現金・有価証券その他）
- ③ 寄付物品・固定資産の量・種類等
- ④ その他必要事項

5 寄付金または寄付物品等を受領したときは、寄付者に対し受領書を発行するとともに、この法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄付金の事務処理手続)

第4条 寄付金については、公益目的事業に70%、法人運営費に30%を使用するものとする。

2 寄付金をこの法人の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

(寄付物品等の事務処理手続)

第5条 寄付された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

2 寄付された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

3 固定資産で登記を要するものについては、寄付者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、寄付金等に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人北海道腎臓バンク設立の登記の日から施行する。

2 この改定（法人名改称、第4条1項）は、平成29年4月1日から施行する。